

上尾市組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 2 6 号

上尾市組織規則の一部を改正する規則

上尾市組織規則（昭和 5 9 年上尾市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「第 3 条各号」を「第 3 条第 1 項各号」に改め、「定める課」の次に「及びセンター」を加え、「第 2 条及び第 3 条を除き、以下単に「課」を「以下「課等」に、「）、子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「）、こども発達センター」に、「課、子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「課等、こども発達センター」に改め、同条第 2 項第 1 号中「課、子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「課等、こども発達センター」に、「課長又は子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「課等の長又はこども発達センター」に改め、同項第 2 号中「いい」の次に「、出張所、こども保健センター」を加え、「保健センター」を「健康保健センター」に、「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 出張所 出張所長

第 1 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (4) 課内推進室等（第 3 条第 2 項に定める課内推進室及び課内センターをいう。以下同じ。） 推進室長又は課内センターの所長が、当該課内推進室等に属する職員のうちから、これらの職員の行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者

第 1 条の 2 第 3 項第 1 号中「課、子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「課等、こども発達センター」に、「課長又は子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「課等の長又はこども発達センター」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 出張所 出張所長が、当該出張所に属する職員のうちから、当該出張

所長を補佐する者として別に定めるところにより指名した者

第 1 条の 2 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (4) 課内推進室等 推進室長又は課内センターの所長が、当該課内推進室等に属する職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

第 2 条第 2 項中「及び課内推進室」を「、センター、課内推進室及び課内センター」に改める。

第 3 条第 1 項中「定める課」の次に「又はセンター」を加え、同項第 4 号中「子ども未来部」を「こども未来部」に、「子ども支援課」を「こども支援課、こども家庭保健課」に改め、同項第 6 号中「市民課」の次に「、マイナンバー・パスポートセンター」を加え、同項第 8 号中「、開発指導課」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる課に、当該各号に定める課内推進室又は課内センターを置く。

- (1) 市民生活部市民課 証明書発行センター
(2) 環境経済部環境政策課 ゼロカーボン推進室

第 4 条の見出し中「課及び課内推進室」を「課等及び課内推進室等」に改め、同条中「課の分掌事務」を「課等及び課内推進室等の分掌事務」に改め、同条子ども未来部の部中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同部子ども支援課の項中「子ども支援課」を「こども支援課」に改め、同項の次に次のように加える。

こども家庭保健課

- (1) 子育て支援に関する情報の提供に関すること。
(2) 児童及び妊産婦に対する支援に関すること。
(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待の防止に関すること。
(4) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）第 1 条に規定する子ども・若者育成支援に関する相談及び情報の提供に関すること。
(5) 母子保健に関すること。
(6) ひとり親家庭の相談に関すること。

- (7) 家庭児童相談室の運営に関する事。
- (8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2第1項のこども家庭センターの運営に関する事。
- (9) 上尾市こども保健センターに関する事。

第4条健康福祉部の部健康増進課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「上尾市保健センター」を「上尾市健康保健センター」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同条市民生活部の部市民課の項を次のように改める。

市民課

- (1) 住民基本台帳に関する事。
- (2) 戸籍に関する事。
- (3) 印鑑登録に関する事。
- (4) 住居表示に関する事。
- (5) 出張所との連絡調整に関する事。
- (6) 部内の連絡調整に関する事。

証明書発行センター

- (1) 戸籍の謄本又は抄本その他戸籍に係る証明書の交付に関する事。
- (2) 住民票及び戸籍の附票の写しの交付に関する事。
- (3) 印鑑登録証明書の交付に関する事。
- (4) 市税に関する証明書の交付に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市民の利便性向上の観点から証明書発行センターにおいて交付することが適当であると認められる証明書の交付に関する事。

第4条市民生活部の部市民課の項の次に次のように加える。

マイナンバー・パスポートセンター

- (1) 個人番号カードの申請及び交付に関する事。
- (2) 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事。
- (3) 一般旅券発給申請等の受理及び交付に関する事。

第4条都市整備部の部都市計画課の項第13号を同項第16号とし、同項

第 1 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (13) 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づく開発指導に関する
こと。
- (14) 国土利用計画法（昭和 4 9 年法律第 9 2 号）に基づく届出に関する
こと。
- (15) 前 2 号に定めるもののほか、開発行為等に対する指導に関するこ
と。

第 4 条都市整備部の部建築安全課の項第 9 号中「建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する
法律」に改め、同項第 1 0 号を同項第 1 1 号とし、同項第 9 号の次に次の
1 号を加える。

- (10) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律
第 1 4 9 号）に規定する管理計画の認定その他同法に基づく事務に
関すること。

第 4 条都市整備部の部開発指導課の項を削る。

第 5 条の表公の施設の部子育て支援センターの項中「子ども支援課」を
「こども支援課」に改め、同項の次に次のように加える。

こども保健センター	上尾市こども保健センター条 例（令和 6 年上尾市条例第 3 3 号）第 2 条に規定する業務	こども家庭保 健課
-----------	---	--------------

第 5 条の表公の施設の部保健センターの項組織の欄中「保健センター」を
「健康保健センター」に改め、同項所掌事務の欄中「上尾市保健センター条
例」を「上尾市健康保健センター条例」に改め、同表その他の機関の部子ど
も家庭総合支援センターの項を削り、同部発達支援相談センターの項を次の
ように改める。

こども発達センター	(1) 上尾市こども発達センタ ー設置規則（平成 2 6 年上尾 市規則第 2 7 号）第 2 条に規 定する事務 (2) 上尾市児童発達支援セン ターつくし学園の管理運営に	こども未来部
-----------	--	--------

	関すること。	
--	--------	--

第 5 条の表その他の機関の部証明書発行センターの項を削る。

第 7 条第 1 項の表課の項及び課内推進室の項を次のように改める。

課等	課長又は所長	上司の命を受け、課等の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
課内推進室等	推進室長又は所長	上司の命を受け、課内推進室等の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

第 7 条第 2 項の表課の部組織の欄中「課」を「課等」に改め、同部主幹主幹の項中「、課の」を「、課等の」に改め、「課長」の次に「又は所長」を加え、同部主幹の項第 1 号中「、課の」を「、課等の」に改め、「課長」の次に「又は所長」を加え、同部副主幹の項第 1 号中「課長」の次に「又は所長」を加え、同表課内推進室の部組織の欄中「課内推進室」を「課内推進室等」に改め、同部主幹の項第 1 号中「課内推進室」を「課内推進室等」に改め、「推進室長」の次に「又は所長」を加え、同部副主幹の項第 1 号中「推進室長」の次に「又は所長」を加える。

第 9 条（見出しを含む。）中「課及び課内推進室」を「課等及び課内推進室等」に改める。

第 1 1 条第 1 項の表公の施設の部子育て支援センターの項の次に次のように加える。

こども保健センター	同上	同上
-----------	----	----

第 1 1 条第 1 項の表公の施設の部保健センターの項中「保健センター」を「健康保健センター」に改め、同表その他の機関の部子ども家庭総合支援センターの項を削り、同部発達支援相談センターの項組織の欄中「発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同部証明書発行センターの項を削り、同条第 2 項中「保育所」を「出張所及び保育所」に改め、同条第 5 項中「発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に定めるもののほか、必要に応じて、出張所に副主幹、主査その

他必要な職を置くことができる。

第 1 2 条中「及び第 5 項」を「、第 3 項及び第 6 項」に改める。

第 1 3 条第 2 項中「発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(職及び勤務機関に関する読替規定)

2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、同表の左欄に対応する右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

子ども未来部長	こども未来部長
子ども未来部次長	こども未来部次長

3 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、同表の左欄に対応する右欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

子ども未来部子ども支援課	こども未来部こども支援課
子ども未来部子育て支援センター	こども未来部子育て支援センター
子ども未来部保育課	こども未来部保育課
子ども未来部上尾保育所	こども未来部上尾保育所
子ども未来部原市保育所	こども未来部原市保育所
子ども未来部大谷西保育所	こども未来部大谷西保育所
子ども未来部上尾西保育所	こども未来部上尾西保育所
子ども未来部あたご保育所	こども未来部あたご保育所
子ども未来部かわらぶき保育所	こども未来部かわらぶき保育所
子ども未来部大谷保育所	こども未来部大谷保育所
子ども未来部小敷谷保育所	こども未来部小敷谷保育所
子ども未来部原市南保育所	こども未来部原市南保育所
子ども未来部緑丘保育所	こども未来部緑丘保育所
子ども未来部上平保育所	こども未来部上平保育所

子ども未来部畔吉保育所	こども未来部畔吉保育所
子ども未来部発達支援相談センター	こども未来部こども発達センター
子ども未来部青少年課	こども未来部青少年課
子ども未来部青少年センター	こども未来部青少年センター
子ども未来部少年愛護センター	こども未来部少年愛護センター

（上尾市予算規則の一部改正）

- 4 上尾市予算規則（昭和40年上尾市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「課の長」を「課等の長及び同条第2項各号に定める課内推進室等（証明書発行センターを除く。）の長」に改め、同条第3号中「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同条第6号中「課の長」の次に「並びに同条第2項に定める課内推進室の長」を加える。

（上尾市会計規則の一部改正）

- 5 上尾市会計規則（昭和40年上尾市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「定める課及び」を「定める課等、同条第2項各号に定める課内推進室等及び」に、「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改める。

第3条第1項中「、発達支援相談センター及び証明書発行センター」を「及びこども発達センター」に改める。

別表子ども支援課の項及び子ども家庭総合支援センターの項を次のように改める。

こども支援課	出納員		こども支援課長
		現金取扱員	こども支援課職員
こども家庭保健課	出納員		こども家庭保健課長
		現金取扱員	こども家庭保健課職員

別表発達支援相談センターの項を次のように改める。

こども発達センター	出納員		こども発達センター所長
-----------	-----	--	-------------

		現金取扱員	こども発達センター職員
--	--	-------	-------------

別表証明書発行センターの項の次に次のように加える。

マイナンバー・パスポートセンター	出納員		マイナンバー・パスポートセンター所長
		現金取扱員	マイナンバー・パスポートセンター職員

（上尾市財産規則の一部改正）

- 6 上尾市財産規則（昭和40年上尾市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「定める課及び」を「定める課等、同条第2項各号に定める課内推進室等（ゼロカーボン推進室に限る。）及び」に、「子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター」を「こども発達センター」に改め、同条第4号中「課の長及び」を「課及び課内推進室の長並びに」に改める。

（上尾市福祉事務所組織規則の一部改正）

- 7 上尾市福祉事務所組織規則（平成23年上尾市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記の以外の部分中「及びセンター」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) こども支援課
- (2) こども家庭保健課

第3条第1項中「課及びセンター」を「課」に改め、同項子ども支援課の項及び子ども家庭総合支援センターの項を次のように改める。

こども支援課

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第9条各号に掲げる業務に関すること。

こども家庭保健課

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく家庭児童相談室に関すること。

第4条第1項の表課及びセンターの項中「及びセンター」及び「又はセ

ンター」を削り、同条第２項の表課及びセンターの部中「及びセンター」を削り、同部主席主幹の項及び主幹の項中「又はセンター」を削る。

（上尾市発達支援相談センター設置規則の一部改正）

- ８ 上尾市発達支援相談センター設置規則（平成２６年上尾市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市こども発達センター設置規則

第１条中「上尾市発達支援相談センター」を「上尾市こども発達センター」に改める。

（上尾市職員倫理条例施行規則の一部改正）

- ９ 上尾市職員倫理条例施行規則（令和２年上尾市規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第３号中「子ども家庭総合支援センター所長、発達支援相談センター所長」を「こども発達センター所長」に改める。

（上尾市証明書発行センター設置規則及び上尾市子ども家庭総合支援センター設置規則の廃止）

- １０ 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 上尾市証明書発行センター設置規則（平成２６年上尾市規則第２８号）

(2) 上尾市子ども家庭総合支援センター設置規則（令和３年上尾市規則第２８号）